

第241回 インストラクショナル・デザインとスポーツ

- スポーツ科学者はインストラクショナルデザイナー？
 - 第155話 インストラクショナルデザイナーとインストラクターはどこが違うか
 - JISS (Japan Institute of Sports Sciences)
 - 体育科教育とインストラクショナル・デザイン
- 体育を通して見る人間教育@東北大学(8月4日開催)
- スポーツを取り巻く諸問題の解決
代表選手選考、新国立競技場問題、ドーピング、体罰
クイズ:これは体罰でしょうか？

スポーツ科学者はインストラクショナルデザイナー？

- 学習者
- インストラクター
(研修講師・授業担当教員)
- インストラクショナル
デザイナー
- 選手
- スポーツ指導者
(コーチ、トレーニング指導者)
- スポーツ科学者

JISS (Japan Institute of Sports Sciences)

医・科学的知見に基づいてコーチと選手をサポート。課題を発見・解決し、さらに強く。

医・科学サポートでは、主にオリンピック種目の競技団体、コーチ、選手を対象とし、競技力向上のための課題解決をサポートします。様々な研究領域の知見に基づいて競技力の制限要因を明らかにし、それらを解決するためのトレーニング方法を提案します。また、知見を普及するための講習会や個別相談、個別指導、そして映像・情報システムの構築を行っております。



フィットネスサポート

競技力に関わるフィットネスの諸要因についてスポーツ科学の側面から調査・測定を実施し、競技力向上に役立つデータや知見を提供します。



トレーニング指導

安全で効果的なトレーニング動作を指導したり、トレーニングプログラムを作成します。



栄養サポート

JISS栄養指導レストランを活用するなどして、競技者の目的に合わせた望ましい食事のとり方等についてアドバイスします。



心理サポート

選手の充実した競技生活を支えるためのメンタルトレーニング指導やスポーツカウンセリングを行います。



動作分析

レース・ゲーム分析

レース系種目におけるスピード、ピッチ、ストロークを測定・分析したり、自分(自チーム)や対戦相手の動き及びフォーメーションを分析します。



映像技術サポート



情報技術サポート

<http://www.jpnsport.go.jp/jiss/gaiyou/jigyuu/tsc/tabid/254/Default.aspx>

第155話 インストラクショナルデザイナーとインストラクターはどこが違うか

・出典:[046-02]【連載】ヒゲ講師のID活動日誌(42)～教える内容を知らない教育専門職:教育設計者とインストラクタの違い～

「FDで他の教員の授業検討会に出席しても、結局は教えている内容が違う者が意見を言っても意味がない。」

この教えたことがない内容についてアドバイスできる教育の専門職を「教育設計者」という。英語ではInstructional Designer。

自分が教えたこともないことを教えている人に対して、もっとこうやったらどうですか、とか平気で助言し、そもそも何を教えようとしているんですか、とか平気で聞くことができる。何故か
で、それという専門職なんだから仕方ないんです。



教師を目指す学生必携

体育科教育の関連書籍

保健体育科教育法

内容説明:新学習指導要領に基づいた、保健体育の新しい考え方、学習の進め方、評価法などに関する理論を分かりやすく記述し、体育科教育の内容を30講、保健科教育の内容を15講の講義形式で構成。教員採用試験に対応できるよう、試験想定問題と解答例を明示。また、教育実習や介護等体験など、教師になるための基礎知識も盛り込んだ。

<http://plaza.taishukan.co.jp/shop/Product/Detail/40982>

体育科教育2015年7月号

体育で取り組むアクティブ・ラーニング

特集内容:次期学習指導要領の目玉の一つとして、「アクティブ・ラーニング」が注目を集めている。しかしながら、アクティブ・ラーニングとは何か、それは何のために行うのか、授業に導入するにはどうすればよいのか、身体活動を伴う体育授業とアクティブ・ラーニングとの関係をどのように捉えればよいのかについては、不明な点も少なくない。

<http://plaza.taishukan.co.jp/shop/Product/Detail/81507?p=0&srs=%E4%BD%93%E8%82%B2%E7%A7%91%E6%95%99%E8%82%B2>

体育を通して見る人間教育

社会人に求められる能力は多様化しています。専門的知識は最も重要な能力ですが、その他に専門性を高める能力、例えばコミュニケーション力、マネジメント力、分析力、そして自己管理能力なども重要な能力です。この専門性をさらに高める能力の育成が人間教育の一面であり、体育は人間性を培う要素をふんだんに含んでいます。しかし学術的に確信がある教員は少なく、また能力向上につなげる具体的な方法はあまり知られていません。そこで、このセミナーでは、体育を通して培われる人間性について具体的な事例報告や課題を交えながら先駆者の先生方にご講演を頂きます。

日時:2015年8月4日(火)

会場:東北大学片平キャンパス

プログラム

【開会挨拶】13:00 - 13:10 羽田 貴史(高度教養教育・学生支援機構 副機構長)

【講演】13:10 - 13:50 体育科教育において育成される人間の能力 - 小・中学校の授業研究の事例から -
木原 成一郎(広島大学教育学研究科 教授) 13:50 - 14:30 大学設置基準大綱化後の大学体育の現状
と課題 小林 勝法(文教大学国際学部 教授)

【事例報告】14:40 - 15:10 東京大学における体育授業改善の視点 大築 立志(東京大学 名誉教授) 15:10
- 15:40 京都大学における保健体育教育を通じた人間教育 - 自己信頼性と社会的交流性を育てる健康
教育・スポーツ教育の実践 - 田中 真介(京都大学国際高等教育院 准教授) 15:40 - 16:10 愛媛大学
における体育授業改革の取り組みと現状 浅井 英典(愛媛大学教育学部 教授)

16:30 - 17:00 【総合討論】

17:00 - 17:10 【まとめ】永富 良一(東北大学 保健体育科目委員長)

https://www.ihe.tohoku.ac.jp/pd/index.cgi?program_num=1429256006



スポーツを取り巻く諸問題の解決

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
政策目標

スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・日本アンチ・ドーピング機構における、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

参照URL「スポーツ基本計画リーフレット(日本語版)」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/08/08/1319359_5_1_1.pdf

マラソン代表選手選考

リオ五輪の選考要項発表＝男女マラソン代表―日本陸連
時事通信 7月2日(木)20時18分配信

日本陸連は2日、来年のリオデジャネイロ五輪のマラソン代表選考要項を発表した。東京都内で記者会見した尾県貢専務理事は「(男女とも)メダルを含めた複数の入賞を目指す」と述べた。

まず、男女とも今年8月の世界選手権(北京)で8位以内に入った日本人最上位選手を代表に決定。さらに、11月から来年3月までに国内で行われる男女各3の選考会で日本人3位以内の選手を比較する。この場合、日本陸連設定記録(男子2時間6分30秒、女子2時間22分30秒)を昨年4月以降のレースでクリアした選手を優先した上で、最多で3人ずつを決める。補欠は選ばない。

世界選手権で日本人2位の選手は、選考で優位としない。国内選考会の結果は原則1レースのみを評価するが、陸連設定記録を満たした選手は複数のレースを判断材料に加える。

今回の選考基準には、スピード型や調整力に優れたランナーといった異なるタイプの選手を選出する狙いがある。

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150702-00000153-jij-spo>



クイズ:これは体罰でしょうか？

1. 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
2. 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる
3. 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
4. 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
5. 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
6. 放課後等に教室に残留させる。
7. 授業中、教室内に起立させる。
8. 学習課題や清掃活動を課す。
9. 学校当番を多く割り当てる。
10. 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
11. 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

【参考】学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm



体罰の定義

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」

平成19年2月5日初等中等教育局長通知（18文科第1019号）
—学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方— より

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm



体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

【参考】学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm



認められる懲戒

(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

【参考】学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm



正当な行為

(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。

- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。

- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる

【参考】学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm

